

お客さま各位

2021年12月24日

水島ガス株式会社

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うガス料金の特別措置の追加対応について

当社は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うガス料金の特別措置を発表していますが、現在の社会情勢等を踏まえ、以下のとおり、支払期限日の延長および対象月の拡大を行うことといたします。

記

1. 適用対象 〔従来から変更なし〕

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受けて、生活福祉資金貸付制度[※]の「緊急小口資金・総合支援資金」の貸付を受けたお客さま等で、ガス料金の支払い延期を当社にお申し出いただき、一時的にお支払いが困難だと当社が判断したお客さま

※各都道府県社会福祉協議会が、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、休業や失業等により生活費の貸付けが必要な世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う制度。

2. 特別措置の内容

(1) 2020年2月分（支払期限日が3月25日以降のもの）から2021年8月分までの各ガス料金の支払期限日をそれぞれ 5か月間延長いたします。 〔従来から変更なし〕

(2) 2021年9月分のガス料金の支払期限日を 5か月間延長いたします。 〔従来は4か月間延長〕

(3) 2021年10月分のガス料金の支払期限日を 4か月間延長いたします。 〔従来は3か月間延長〕

(4) 2021年11月分のガス料金の支払期限日を 3か月間延長いたします。 〔従来は2か月間延長〕

(5) 2021年12月分のガス料金の支払期限日を 2か月間延長いたします。 〔従来は1か月間延長〕

(6) 2022年1月分のガス料金の支払期限日を 1か月間延長いたします。 〔新たに対象〕

※2020年2月分～2021年12月分の支払期限日の延長を既にお申し出いただいたお客さまは、自動的に上記(2)～(6)のとおり支払期限日を延長いたします（再度のお申し出は不要です）。

3. お申し出先

水島ガス株式会社 倉敷市水島福崎町3番30号

電話番号：（都市ガスをご利用のお客さま） 086-444-8141

（プロパンガスをご利用のお客さま） 086-455-3836

受付時間：平日9時～17時30分（土日祝日除く）

以上